令和5年度地区スポーツ少年団団員募集ＰＲ事業補助金交付要領

１　目的

　　鯖江市のスポーツ少年団に登録した団体（以下、「単位団」という。）が係わる活動の充実や、地域間交流の活性化および一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを体験してもらうため、交付金を支給しスポーツ少年団活動を補助することを目的とする。

２　内　　容

　（１）補助対象者　　　鯖江市のスポーツ少年団に登録している単位団とする。

（２）補助対象事業　　ポスター・チラシ等の作成、入部体験イベントの開催等、単位団員の加入

促進を目的として行う事業

（３）対象経費　　　　①消耗品費

　　　　　　　　　　②印刷製本費

　　　　　　　　　　③役務費（通信運搬費、手数料、保険料）

　　　　　　　　　　④使用料・賃借料

　　　　　　　　　　　　⑤その他、鯖江市スポーツ少年団本部長が認めた経費

（４）対象期間　　　　本要領運用後、令和6年３月３１日までに実施する事業を対象とする。

３　補助金額

　　補助金額は、単位団につき金４，０００円とする。ただし、補助対象経費が限度額に満たない場合は補助対象経費を補助金額とする。

４　補助金の交付手続き

　　（１）単位団は、事業終了後に実績報告書（ポスター・チラシのコピー、写真２～３枚程度、

領収書の写し）を添えて、補助金交付請求書を提出する。

　　（２）事務局は、補助金交付請求書の内容を審査し補助金を交付する。

５　その他

　　本要領は、令和５年度鯖江市スポーツ少年団総会の承認を得て運用する。

　　補助金交付は、単位団につき年度内に１回限りとする。

　　補助金交付については原則振込対応とする。